

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和5年10月10日

佐世保市長

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 「旧ふれあいセンター法面測量調査」、「旧ふれあいセンター解体工事実施設計」及び「施工計画等検討」業務委託
- 2 業務期間 契約締結の日 ～令和6年6月30日
- 3 業務概要
本市では、旧ふれあいセンターを解体した上での跡地活用につき、現在検討を行っています。
しかし、建物解体施工にあたっては、建築構造上西側の壁面が法面と接していることから、安全性について調査検討が必要な状況です。
したがって、法面測量調査及び建物解体実施設計と併せて、安全対策に配慮した施工計画及び必要な法面保護方法等の検討を行うものです。
- 4 仕様書のダウンロード
別紙1「パスワード発行申請書」を電子メールにてshikei@city.sasebo.lg.jpまでお送りください。パスワードを取得のうえ、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書等のファイルをダウンロードしてください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 5 再委託の可否 可 否
再委託は、佐世保市が許可した範囲に限ります。再委託を希望される場合は、別紙8「業務実施体制」に必要事項を記入してください。また、プレゼンテーション時に再委託部分についての説明を行ってください。
- 6 契約上限価格
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
¥15,496,800 円（消費税及び地方消費税を含む）
- 7 参加要件
本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①のすべてを満たし、かつ、参加要件②のいずれかに該当することとします。
(1) 参加要件①
i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 参加要件②

佐世保市内に本社、本店を有し、かつ、令和5年度佐世保市建設コンサルタント業務等入札参加資格を有する者であること。

8 欠格要件

参加要件①及び参加要件②に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置

ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置

iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置

v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置

vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置

vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

i 審議委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。

ii 審議委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。

iii 審議委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第4条第9項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。

iv 審議委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙2「参加申請書」を電子メールにてshikei@city.sasebo.lg.jpまで提出してください。

提出期限は令和5年10月19日正午までとします。

※期限までに参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和5年10月20日正午までに電子メールにより通知します。

12 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

(1) 提案書の提出方法

i 提案書は正本1部（別紙7に提案者名記入有り）、副本7部（別紙7に提案者名記入無し）を提出してください。

ii 提出書の受付期間は、令和5年10月26日から令和5年11月2日正午までとします。

iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。

(2) 提案書の様式等について

i 提案書は、別紙7「提案者概要」、別紙8「業務実施体制」、別紙9「配置予定者の資格・実績等」、別紙10「業務の実施方針等」、別紙11「技術提案書」及び「見積書及びその内訳書（任意様式）」を一式とします。

ii 提案書はA4縦とし任意のファイル等に綴じてください。ただし、A4縦では説明が難しいものは、添付資料として任意の別ファイルに綴じてください。縦書き、横書きの選択は任意とします。

iii プレゼンテーションは提案者名を伏せて行いますので、提案書、添付資料及びファイル等には、社名など、申請者の名称がわかるものを入れないようにしてください。

13 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに別紙4「辞退書」を電子メールにてshikei@city.sasebo.lg.jpまで提出してください。

辞退書提出期限：令和5年10月31日正午まで

- 14 プレゼンテーション開催日等
プレゼンテーションは令和5年11月8日を予定しています。時間、場所については後日連絡します。
- i プレゼンテーションへの参加人数は3人までとします。
 - ii プレゼンテーションに必要な資機材は提案者においてご準備ください。なお、資機材を持ち込まれる場合は、事前にご連絡ください。
- 15 仕様書等及び本通知への質問
- i 仕様書及び本通知へ質問がある方は、別紙4「質問書」を電子メールにて shikei@city.sasebo.lg.jpまで提出してください。
 - ii 質問受付期限：令和5年10月19日正午まで
 - iii 質問への回答は、令和5年10月25日（予定）に参加申請書を提出された方全員にすべての質問に対する回答を電子メールにより送付します。電話等での回答は行いません。
- 16 プロポーザルに係る全体スケジュール
別紙5のとおりとします。
- 17 審査基準
- i 審査項目及び配点は別紙6「評価基準」のとおりとします。
 - ii 適正基準点は60点とし、適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
 - iii 配置予定者の資格要件において、必要な有資格者の配置がなされていない場合は、原則失格とします。
- 18 受託候補者の選定
適正基準点以上の評価であった提案者のうち、最も高位の者を受託候補者とします。
- 19 同点となった場合の取り扱い
- i 各審査項目において、適正基準（満点の6割）を満たさなかった項目が少ない者を受託候補者とします。
 - ii iによっても同点となる場合は、見積額の安い者を受託候補者とします。これによっても同点の場合はくじにより決定します。
- 20 次点候補者の繰り上げ
受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とするものとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。
- 21 提案者が一者の場合の取り扱い
提案者が一者の場合でも、プレゼンテーションは実施します。
- 22 受託候補者への通知
令和5年11月10日正午までに電子メールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

23 最終提案書

受託候補者となられた方は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から連絡します。

24 契約の締結

最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

25 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後7日以内（土日祝日及び12月28日から翌年1月3日までを除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

① 実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

② 履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等はありません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

26 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 本市に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市財務部資産経営課
担当者 柳島・山口
TEL 0956-24-1111
(内線) 2655
FAX 0956-25-9648